

平成30年 第8回

教育委員会定例会会議録

とき 平成30年9月11日

品川区教育委員会

平成30年第8回教育委員会定例会

日 時 平成30年9月11日(火) 開会：午後3時
閉会：午後3時30分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 篠田 英夫
学校制度担当課長 若生 純一
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
書 記 亀田 万恵
書 記 和田 祐磨

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

報告事項 1 就学援助新入学学用品費の入学前支給について

報告事項 2 賞味期限の設定が不適切な鶏肉が学校給食用に納入された件について

報告事項 3 都費教職員の任免等について（退職）

報告事項 4 都費教職員の任免等について（退職）

平成30年第8回教育委員会定例会

平成30年9月11日

【教育長】 ただいまから平成30年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷職務代理、富尾委員をご指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますのでお知らせいたします。

はじめに会議の持ち方についてお諮りいたしたいと思います。日程第1 報告事項3及び報告事項4 都費教職員の任免等について（退職）の会議の持ち方についてですが、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたしたいと思います。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1 報告事項1 就学援助新入学学用品費の入学前支給について、事務局から説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、就学援助新入学学用品費の入学前支給についてということで、資料1をごらんください。学務課では、就学援助ということで経済的に困難なご家庭に対してさまざまな給付を行っているところでございます。このうち、新入学の学用品費でございますけれども、従前、これまでは4月に入りまして、新たに入学、あるいは進学をされた際に、4月に入ってから申請をしていただいて、そこで私どものほうで審査を行い、受給決定いたしますと、7月に支給されるということでした。入学に必要な、ランドセルとかさまざまなものの費用が7月に支給されるというような状況でございました。こちらのほうは、社会的にもさまざま、いろいろ話題になりまして、幾つかの自治体では先行して入学の前に支給しようという動きが広がってきているところでございます。

また、特別区におきましても、既に何区かではそうした形での動きがあるということで、品川区におきましても、今年度から入学の前にこちらのほうの学用品費をお渡しするような形で対応していこうということになったものでございます。

具体的には、順番にご説明をさせていただきますと、対象者としましては、来年平成31年の4月に入学される1年生と7年生から支給の対象となっております。来年4月の入学前の2月もしくは3月に支給するという形で、今、手続を進めているところでございます。

支給の金額はそちらに書かれているとおりでございます。

支給の時期でございますけれども、1年生に関しましては、平成31年の2月の下旬。7年生に関しましては平成31年の3月中旬ということで、ちょっとずれがあるのですが、こちら、新1年生に関しましてはまだ入学されていないお子様でいらっしゃると思いますので、事前に申請をしていただいて、こちらの手続がとれて支給がされるのが2月という

予定でございます。

それから7年生に関しましては、現在6年生で、就学援助を受給されている方は全てが受給の対象となります。したがって、6年生の第3回目の支給の時期となります3月の中旬に、中学校後期課程の分の新入学の学用品費を合わせて支給するというので、手続を進めているところでございます。

裏側、おめくりいただきまして、お申し込み方法でございます。新1年生に関しましては、来年度の新入学の案内パンフレットを今月中旬、今週中をめぐり各ご家庭に送らせていただく予定でございますので、その中にご案内のパンフレットを入れまして、それに基づいて手続をとっていただくということを予定してございます。

それから新7年生に関しましては、先ほど申し上げたとおり、現在6年生で受給されている方全てが対象になりますので、特段申請等は必要はないというのが基本になります。

あとは、今年度、本来は受給できる資格はお持ちでありながら、まだ申請されていない方もしいらっしゃれば、その方もご申請いただければ、それに間に合うような形で支給はできるということになりますので、そういった方に関しては、今後まだ引き続き受付を続けていくという予定でございます。

その他ということで、(1)から(5)まで書かれてございますとおりでございますけれども、基本的にはそれぞれ必要条件を満たしていただければ支給はできると、前倒して支給をしていくということになります。

ちなみに、例えば新1年生の方で、事前に申請いただかないで4月以降に申請された方につきましては、従前どおり、これまでとおりで7月の支給になるといった形になるものがございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑あればお願いいたします。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 新1年生のことについてなのですが、提出期限が10月31日ということですが、そこから4月までの間に申請があった場合にはどうなるのでしょうか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的には申請というのは、こちら、日にちをきちんと設定しているものでございますので、もし間に合わなければ、基本的には翌年の4月以降の手続ということになってしまうのですが、できるだけ、例えば10月末ちょっと入ったくらいであれば、柔軟な対応できるものであれば対応はしていきたいというふうに考えるところでございます。

【富尾委員】 それと自ら申請をしなくてはいけないということですが、周知を徹底していただくことと、あと、促してみたいこともあるのでしょうか。申請したら受けられますよというようなこともお伝えしたりということもあるのですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的には、それぞれのご家庭に直接行く新入学のパンフレットのご案内の中に入れていただくので、それが一番確実だとは思っているのですが、その他、広報等さまざまな形で使える媒体は使って周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾委員】 はい、ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。ないようであれば、就学援助新入学学用品費の入学前支給についてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは本件は了承をいたします。

続きまして、日程第1 報告事項2 賞味期限の設定が不適切な鶏肉が学校給食用に納入された件についての説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、賞味期限の設定が不適切な鶏肉が学校給食用に納入された件ということで、資料が2になります。

こちらは、今年の夏休みの8月8日にマスコミ報道がございまして、その後さまざまな形で対応してきたものでございます。

まず1番の経緯から簡単に説明をさせていただきますと、8月8日の午前中だったのですけれども、夕刊に載る記事が先行してインターネットである新聞社の記事が配信されたということで、学務課のほうに問い合わせがございました。中身は、賞味期限が切れた鶏肉が学校に納品されたというような形での報道があったのだけれどもどうなのかといった問い合わせがございましたので、至急対象となる業者に確認をとりました。

具体的には、そこに書かれておりますとおり、品川区内に給食等の食材を納入してございます由起食品株式会社というところが、都内23区のどちらかという城南地区の各区の小、中学校に賞味期限が切れた鶏肉を納入していたといった報道がなされました。具体的にこれを調べてまいりますと、鶏肉の仕入れ先の食品会社がございまして、そこでもともと冷蔵用に加工しておいた鶏肉、こちらが賞味期限が切れる前に残ってしまったということがあり冷凍を図ったと。それで冷凍したものに対して、法律上、本来は、保存方法が変わった時点で賞味期限を改めて設定し直さなければいけないということになっているのですけれども、それをしないでそのままにした状態で、由起食品に卸したということですので、形式的に、そもそも冷蔵用の賞味期限しかない状態で販売してしまったため、賞味期限が切れたような形になっていたというようなことがございました。

そういったことを、この8月8日の報道の後、この日は業者ともなかなか連絡がとれなかったのですけれども、翌日、こちらのほうに呼びまして、教育委員会と、賞味期限の設定等は保健所の関係になりますので、品川区の保健所と一緒に事情を聞いたといったことがございます。

あわせて、先ほど申し上げたような事情がございましたので、品川区の保健所が8月10日の金曜日にこちらの業者のほうに立ち入りをいたしまして調査しました。その際に、大幅な法令等の違反等は見つからなかったのだけれども、簡易な指摘事項があったということで、それらに関しては指導したといったことがございました。

そういったことを踏まえまして、教育委員会では、8月10日、この立入検査があった日に、まだ詳しい事情等はわからなかったということも有的のですけれども、マスコミ報道等がかなり先行したということもございまして、また保護者の方からも一部問い合わせ等が入ってきていたような状況もございましたので、各学校に対して簡単な、その時点で

判明した概要、それからこの由起食品に対する発注ですね、そろそろ9月以降の給食の発注を始めなければいけない時期に近づいてきていたということもございましたので、一時的にできるだけ発注を控えるようにと。給食の食材について、契約とか発注自体は学校で行っているものでございますので、教育委員会のほうから直接指示はできないのですけれども、そういった形で控えるようにという形で要請をしたというものでございます。

続きまして2番、納入状況でございます。報道されたような、賞味期限の設定が不適切なもの、鶏肉に関しましては、そちらに書かれておりますとおり平成28年、2年ほど前でございますけれども、11月末から12月20日にかけて区内の小学校4校、及び中学校2校に納入されていたといったことがわかっております。ただし、こちらのこの鶏肉に伴う健康被害等は報告はされていないものでございます。

それから3番。納入業者への対応でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、8月10日時点で各学校に対しては発注を控えるようにということで通知をいたしました。そしてその後ですけれども、保健所からの指摘事項に対しまして、正式に業者のほうから対応、回答が出されまして、その内容について保健所のほうは8月の終わりに確認をしたということでございます。ですので、業者の体制としての確認は今保健所がとったという段階でございますので、現在、教育委員会といたしまして、今後どうしていくかということを整理しているところでございます。ですので、現状はまだ各校、この業者に対する発注は控えているといった形になってございます。

それから保護者への周知でございますけれども、先ほども申し上げたとおりマスコミ報道が先行したということがございまして、保護者の方、区民の方、さまざまな形でお問い合わせがあったということでございますので、8月13日の週、こちらの週で各学校に対しまして、1つは学校のホームページに事情を報告するような形でアップしてほしいということ、それから各保護者の方宛てにはメール配信をしていただくということでお願いをしまして各学校のほうで対応をしているところでございます。

それから今後の予定でございますけれども、現状は先ほど申し上げたとおり、保健所により業者の体制確認がとれたということでございますので、それに対しまして、教育委員会で今後どういった対応をこの業者に対してとっていくべきかということで、今検討しているところでございます。今回問題になりましたのが、賞味期限がきちんとしていなかったと。中身についての問題というよりも、そういったいわゆる手続上の問題が、抜けがあったといったことがございますので、その辺の徹底を図っていく必要があるだろうということで、現在整理をしております。この事業者に対しまして、教育委員会からの要望という形で伝えた上で、その体制がとれていることが確認できれば今後、各学校に対してそういったことをお知らせして各学校でご判断いただいて、発注のほうも再開できるようにという形で今検討を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員どうぞ。

【富尾委員】 冷蔵用に設定された賞味期限のものを冷凍用に保存し直すということとはよくあることなのですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 基本的にはどこの業者も冷蔵用ですぐ卸すために仕入れているので、あまり多くはないというふうには聞いています。ただ、やはり残ってしまったりしたものに關して、そのまま廃棄というのは難しい、もったいないというか、さまざまそれぞれの事業者の事情がございますので、冷凍保存をして、しばらく取っておくというのは、これは例えば法律上もそういった、保存方法を変えること自体に規制はございませんので、何か品質に問題なければ特段保存方法の変更がいけないといったことにはならないということでございます。

【教育長】 どうぞ、続けて。

【富尾委員】 その賞味期限の設定を再設定するというのは、保健所に改めてこうしましたので、再設定お願いしますというような届け出みたいなのが必要になるということですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 賞味期限につきましては、それぞれの事業者がそれぞれの判断で設定というものがございます。本来的には、賞味期限を設定するに当たってはやはりさまざまな理化学検査とかあって、例えば、どのくらい置けば細菌がどのくらい増えるといったものがあるのですけれども、普通の事業者ではそういったものを全部やるのは難しいので、業界団体がございまして、1つの目安というものをを出しています。したがって、例えば、こういった生肉であれば、加工してから3日とか、そういった加工の仕方ですとか、保存した温度等さまざまな要因によって違うのですけれども、そういった1つの目安がございまして、それに沿ってそれぞれの事業者の責任において設定しているのが賞味期限でございます。ですので、改めて保健所等に何日に設定しましたという形で届け出をしているものではございません。

【富尾委員】 では、冷凍にしたときに、その団体のほうに冷凍をしたので、この賞味期限でいいですかということを確認した上で保存しなくてはいけなかったということなのですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 特別、ほかのそういった団体等に届け出るといった手続が必要なものではないです。目安として団体が出しているものがあるので、それにのっかってそれぞれの事業者の責任において賞味期限を設定する必要があったということなのです。ですからある意味、その業者の考え方次第という部分ではあるということです。

【富尾委員】 では、この由起食品株式会社さんがこうですよということを決めて、その状態で保管して、卸さなくてはいけなかったということですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 由起食品のほうは、初期の段階で加工したものであればそうなのですけれども、今回のものは別の食品会社のほうで、はじめに冷蔵して、それを冷凍保存した。その冷凍保存したものを由起食品が仕入れたということになっているのですね。本来設定しなければいけなかったのは、最初の、仕入れ先のほうの業者さんが冷蔵保存から冷凍保存に切りかえた段階で賞味期限を改めて設定し直す必要があったのですけれども、そちらの業者がしていないまま由起食品に卸してしまった。それで、由起食品も本来であればそういった設定がされていないので、きちんと設定してくださいと依頼しなければいけな

ったのですけれども、由起食品もその辺の認識がなかったということで、今回こういった問題になったということでございます。

【塚田委員】 その関連ですけれども、そうすると由起食品は、冷凍用の鶏肉、賞味期限がないものを買ったということ？ そういうことですか？

【学務課長】 形式的に見ますと、要は当初、仕入れ先で冷蔵した状態での賞味期限しか設定されていないものを入れたので、賞味期限がないというよりも、見た目からすると、もともとの古い賞味期限しかないものを、だから古い賞味期限のものを見ていたという形になっていると。

【塚田委員】 古い賞味期限が……。

【富尾委員】 切れていた。

【塚田委員】 冷凍になった状態で買ったというわけね。

【学務課長】 そうですね。それで、冷凍されたときに本来は通常ですと、冷凍すると1年ぐらいもつというのが標準らしいのですけれども、そういった賞味期限を設定すればよかったものをしていなかったのもので、賞味期限としては古い賞味期限しかない状態で仕入れてしまったということですよ。

【塚田委員】 でも、買ったときは賞味期限は切れていたわけだ。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 形式的には切れていたということになります。

【教育長】 品質的には大丈夫だったのだけれども、形式的に切れていた。そこが問題になったということです。悪いというところは……。一番これを追求されるべきは、仕入れ先の業者になるのですかね。

学務課長。

【学務課長】 今回の賞味期限の設定に関しましては、その責任は基本的にその仕入れた先の一番最初に加工した業者になるということ、確認はとれていますので、そちらに関してほかの自治体にある業者さんですので、その自治体の保健所が立ち入りをして、調査をしている。それでその辺について指導をしたというふうに聞いております。

【教育長】 なかなか入り組んだ部分がありますので、よくよく伺ってみないとわからないところがあるかと思えますけれども、ほかの委員の方々いかがでしょうか。実害としてはもちろんなかったということで、学校側としても早く安定した供給に戻りたいと思いますので、あとはそのタイミングをとということですね。

それでは、賞味期限の設定が不適切な鶏肉が学校給食用に納入された件につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

その他ございますでしょうか。

(「特にございません」の声あり)

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議に入りたいと思いますので、傍聴の方はご退室を願います。

— 了 —